

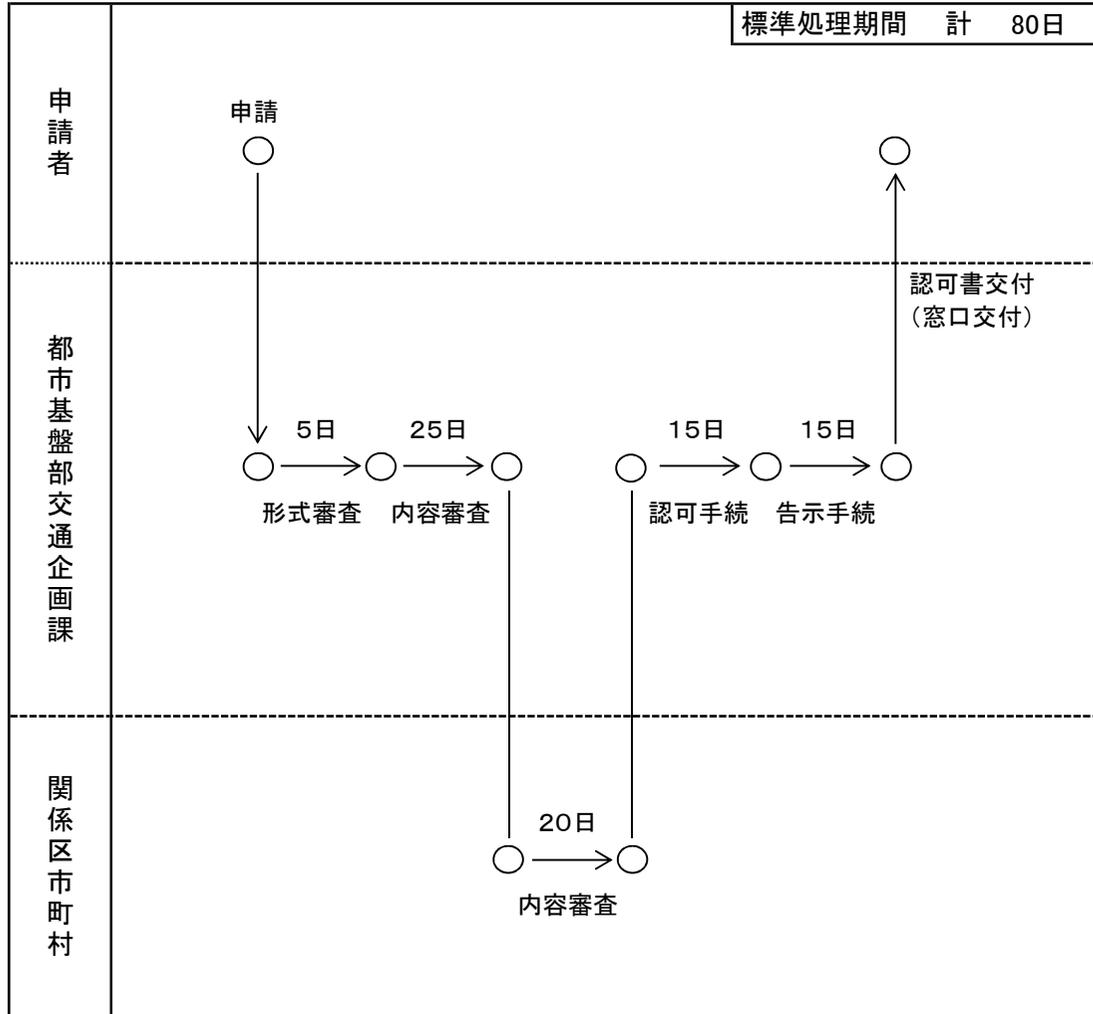
事務処理フロー図

事務名 都市計画法／民間事業者が行う都市計画事業の認可(都市計画駐車場事業)

作成部署 都市整備局都市基盤部交通企画課交通戦略担当

電話30-491

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条及び国土交通省令に基づき、提出された申請書について形式審査を行います。
2	内容審査	都市計画法第61条(認可等の基準)に基づき、当該案件について内容を審査し、都市計画法第59条第5項に基づき、関係地方公共団体の長へ意見照会を行います。
3	内容審査	当該案件について、関係地方公共団体の長が審査を行い、意見を述べます。
4	認可手続	都市計画法第59条第4項の規定に基づき、認可手続を行います。
5	告示手続	都市計画法第62条に基づき、告示(公報登載)の手続きを行います。
6	認可書交付	申請者に認可書を交付します。